

(設置)

第1条 市民の心身の健全な発達と豊かな生活の形成に資するため、スポーツの用に供するための施設を次のように設置する。

名称 京都市武道センター

位置 京都市左京区聖護院円頓美町46番地の2

(事業)

第2条 京都市武道センター（以下「センター」という。）においては、次の事業を行う。

- (1) スポーツのための施設の提供
- (2) スポーツの競技会、講習会等のための施設の提供
- (3) スポーツに関する研修及び会議のための施設の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(開場時間及び休場日)

第4条 センターの開場時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開場時間 午前9時から午後9時まで

休場日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(利用の許可)

第5条 センターの施設又は構内地の利用（構内地の利用にあつては、業として写真又は動画を撮影する場合（報道の用に供することを目的とする場合を除く。）に限る。）をしようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(利用料金等)

第7条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金（構内地に係るものを除く。）は、別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる利用時間の区分を超えて、センターを利用する場合の利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 構内地に係る利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、1時間につき、当該各号に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
 - (1) 写真を撮影する場合 3,800円
 - (2) 動画を撮影する場合 7,800円
- 5 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助競技場及び弓道場の利用料金（部分利用に係るものに限る。）を徴収しない。
 - (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
 - (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
 - (5) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
 - (6) 前各号に掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。）
- 6 利用者は、電気又はガスを特別に利用したときは、指定管理者に対し、その実費を支払わな

ればならない。

(利用料金の還付)

第8条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第10条 利用者は、利用しようとする施設又は構内地に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第12条 利用者は、センターの施設又は構内地の利用を終了し、又は利用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

(委任)

第13条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(昭和60年4月30日規則第16号で昭和60年5月1日から施行)

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (昭和62年3月26日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可申請その他旧武徳殿、弓道場及び相撲場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成元年 3 月 31 日 条例第 54 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 4 年 3 月 31 日 条例第 67 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 17 年 3 月 25 日 条例第 73 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 17 年 12 月 26 日 条例第 60 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市武道センター条例 (以下「改正前の条例」という。) の規定による許可の申請を行った者であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市武道センター条例 (以下「改正後の条例」という。) の規定による許可の申請を行った者とみなす。

- 3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けた者は、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けた者とみなす。

附則別表

第4条	第5条
第9条第1項	第10条第1項

附 則（平成25年3月29日条例第74号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

- 3 この条例による改正後の京都市武道センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年11月11日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第125号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 京都市武道センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

- 3 第1条の規定による改正後の京都市武道センター条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月28日条例第77号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の京都市武道センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に

よる京都市武道センターの利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月30日条例第58号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市武道センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市武道センターの利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

別表第1 (第7条関係)

区分				利用料金								
				午前		午後		夜間		全日		
				ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	
主 競 技 場	全 面 利 用	ア マ チ ユ ア ス ポ ー	入場料を徴収しない場合	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			入場料を徴収する場合	22,000	16,760	33,520	25,140	47,140	36,660	102,660	78,560	
				74,380	57,610	108,950	82,760	149,800	117,330	333,130	257,700	

	ツ									
	その	入場料を徴収	249,330	193,800	361,420	277,610	499,710	388,660	1,110,460	860,070
	の	しない場合							60	
	他	入場料を徴収	349,900	277,610	480,850	388,660	699,800	544,760	1,530,550	1,211,030
		する場合							50	30
	片面利用（1時間につき）		4,190	3,660	4,190	3,660	6,070	4,810		
補助	全	アマチュアスポー	6,070	4,810	9,000	7,220	12,570	9,630	27,640	21,660
競	利	その他（1時間に	3,030	2,400	3,030	2,400	3,660	3,030		
技	用	つき）								
場	部分利用（1人1時間につき）			310		310		310		
旧武徳殿			7,010	5,440	10,160	7,850	13,610	10,470	30,780	23,760
弓道場	全面利用		6,070	4,710	8,800	6,800	12,040	9,420	26,910	20,930
	部分利用（1人1時間につき）		260	200	260	200	260	200		
相撲場			2,610	2,090	3,980	2,610	5,440	3,980	12,030	8,680
第1会	競技場と併用する			2,090		2,090		3,350		7,530
議室	場合									
	その他			3,350		4,710		5,440		13,500
第2会	競技場と併用する			730		730		1,360		2,820
議室	場合									
	その他			1,360		2,090		2,610		6,060
付属設備			別に定める。							

備考

- 1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時30分から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 2 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義とするかを問わず、入場者から徴収する入場の

対価をいう。

- 3 ア欄は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合について、イ欄はその他の日に利用する場合について、それぞれ適用する。
- 4 「競技場」とは、主競技場、補助競技場、旧武徳殿、弓道場及び相撲場をいう。
- 5 旧武徳殿、弓道場又は相撲場を運動競技場以外の目的に利用する場合における利用料金の上限額は、この表の規定により計算した額の2倍に相当する額とする。
- 6 利用者が入場料を徴収する場合において、その収入額の100分の15に相当する額がこの表の規定により計算した額（5の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額。以下この備考において同じ。）を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の15に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。ただし、学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に利用する場合において、その収入額の100分の10に相当する額がこの表の規定により計算した額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の10に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。
- 7 特別の設備を準備し、又は撤去する場合の利用料金の上限額は、催物の区分に応じ、この表の規定により計算した額（5又は6の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額）のそれぞれ10分の5に相当する額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 8 主競技場、補助競技場又は旧武徳殿をイ欄の区分に利用する場合において、競技会、これに付随する講習会その他別に定める用途以外の用途に供するとき（入場料を徴収しないで、専らアマチュアスポーツの用途に供するときに限る。）におけるこの表の適用については、同表主競技場の項中「16,760」とあるのは「4,710」と、「25,140」とあるのは「6,280」と、「36,660」とあるのは「5,500」と、「78,560」とあるのは「16,490」と、「3,660」とあるのは「830」と、「4,810」とあるのは「830」と、同表補助競技場の項中「4,810」とあるのは「2,510」と、「7,220」とあるのは「3,350」と、「9,630」とあるのは「2,930」と、「21,660」とあるのは「8,790」と、同表旧武徳殿の項中「5,440」とあるのは「2,510」と、「7,850」とあるのは「3,350」と、「10,470」とあるのは「2,930」と、「23,760」とあるのは「8,790」とする。
- 9 開場時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表の規定により計算した額（5から7までの規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額）

との均衡を考慮して、その都度別に定める。

別表第2（第7条関係）

区分			利用料金（1時間につき）		
			ア	イ	
主競技場（全面利用）	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	円 14,660	円 10,470	
		入場料を徴収する場合	46,090	36,660	
	その他	入場料を徴収しない場合	155,040	120,470	
		入場料を徴収する場合	217,900	169,710	
	補助競技場（全面利用）			3,660	3,030
	旧武徳殿			3,980	3,140
弓道場（全面利用）			3,450	2,720	
相撲場			1,570	1,150	
第1会議室	競技場と併用する場合		1,040		
	その他		1,780		
第2会議室	競技場と併用する場合		410		
	その他		830		

備考

- 1 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- 2 ア欄は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合について、イ欄はその他の日に利用する場合について、それぞれ適用する。
- 3 「競技場」とは、主競技場、補助競技場、旧武徳殿、弓道場及び相撲場をいう。
- 4 超える時間が1時間未満であるとき、又は1時間未満の端数があるときは、30分以上を1時間とし、30分未満は、これを切り捨てる。
- 5 旧武徳殿、弓道場又は相撲場を運動競技場以外の目的に利用する場合における利用料金の

上限額は、この表の規定により計算した額の2倍に相当する額とする。

- 6 主競技場、補助競技場又は旧武徳殿をイ欄の区分に利用する場合において、競技会、これに付随する講習会その他別に定める用途以外の用途に供するとき（入場料を徴収しないで、専らアマチュアスポーツの用途に供するときに限る。）におけるこの表の適用については、同表主競技場（全面利用）の項中「10,470」とあるのは「1,570」と、同表補助競技場（全面利用）の項中「3,030」とあるのは「830」と、同表旧武徳殿の項中「3,140」とあるのは「830」とする。